

香川県立図書館電源席利用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、香川県立図書館（以下「図書館」という。）内に設置する電源席の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置目的)

第2条 図書館は、利用者が行うパソコン、携帯情報機器、電子卓上計算機等を用いた調査、研究、教養等に資するため、電源席を設置する。

(利用申込み)

第3条 電源席を利用しようとする者は、電源席利用申込書（第1号様式。以下「申込書」という。）に必要事項を記入の上、香川県立図書館規則第13条第1項に規定する資料貸出カードを添えて、館長に提出しなければならない。ただし、資料貸出カードの交付を受けていない者及び交付を受けることができない者は、申込書に必要事項を記入の上、香川県立図書館資料利用規程第5条に規定する文書を添えて、提出しなければならない。

2 前項の申込者は電源席利用票（兼）予約票（第2号様式。以下「利用票」という。）を受け取り、図書館が指定する電源席に当該利用票を明示の上、当該電源席により利用を開始するものとする。

3 利用終了にあたっては、職員にその旨を報告するとともに前項の利用票を返却しなければならない。

4 利用申込み時に、全ての電源席が使用中の場合は予約申込みとし、申込者は電源席利用票（兼）予約票を受け取る。この場合において、電源席の利用は、図書館が指定した時刻からとし、指定した時刻から5分以上遅れたときは、予約申込みを取り消すものとする。予約は、終了時刻が最も早い電源席から順に行い、終了時刻が同時刻の場合は、受付番号が小さい順に行う。

(利用時間)

第4条 電源席の利用は1回につき2時間以内とする。ただし、新たな申込者がいない場合には延長できる。

2 前項の規定に関わらず管理運営上必要があるときは、電源席の利用制限を行うことがある。

(禁止事項等)

第5条 電源席利用者は、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 電源を用いない利用
- (2) 同時に複数のコンセントを用いた利用
- (3) 専ら機器の充電を目的とした利用
- (4) スキャナー、プリンタ等の利用
- (5) ヘッドフォン等を用いない音声再生
- (6) その他、第2条に規定する設置目的を逸脱する行為

2 館長は、前項の禁止事項を守らない者に対し、電源席の利用を制限または停止することができる。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、電源席の利用について必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成30年10月16日から施行する。